

災害事例

『移動式クレーンで つり上げた荷に激突される』

1 災害事例

- ① 工事は、農業用揚水機場の吸水槽にスクリーンを設置するものであった。吸水槽は地下構築物で6.5m×7.5m、深さ9mで、この中に鋼製スクリーン（長さ540cm、幅73cm、厚さ9.7cm、重量950kg）を4枚設置するものである。
- ② 作業員の配置は、元請けの事業主④が地上で作業監視、元請けの作業員4名で⑧が作業指揮と地上での玉掛け及び合図、⑦が吸水槽内のグレーチング上でスクリーンの上部位置決め、被災者⑩が吸水槽底部でスクリーン下部の位置決め、⑨が⑩の補助作業であった。
- ③ 下請けの作業員が操作するつり上げ荷重4.9tのホイールクレーンにより2枚のスクリーンの設置を終え、地上で3枚目のスクリーンの横桟にハッカー2点掛けし、つり上げ、一旦吸水槽内に下ろした。
- ④ その後、スクリーンの位置を調整するため被災者⑩と⑨の2名でスクリーンの中央部にハッカーを掛け直し所定位置に納めようとしたがうまくゆかず、再度、⑨がハッカーをスクリーンの下から75cmの箇所に1点掛けし、つり上げたところ、スクリーン下部が溝から、上部がグレーチング架台H鋼から外れ、その反動でスクリーン下部が上方に跳ね被災者⑩の顔面を直撃、同人は後方へ弾かれコンクリート壁に頭部を強打し死亡した。

2 災害発生原因

- ① 玉掛け作業の資格を有しない⑨に玉掛け作業を行わせたこと。
- ② 作業開始前の打合せ等で、荷のつり上げ時の安全な退避場所を指示していないこと。

- ③ 事業主及び作業指揮者の危険に対する認識が稀薄だったこと。

3 災害防止対策

- ① 玉掛け作業は技能講習修了者等、有資格者に行わせること。
- ② 玉掛け用具は、荷の形状や重心の位置を見極め、適した物を選定し正しく使用すること。
- ③ つり荷の落下等、不意の危険を防止するため安全な退避場所を確保すること。
- ④ 作業指揮者等、管理監督者の安全意識の高揚を図るため職長教育を受けさせること。

